

明治期における企業家・商人データベース構築の試み ——企業勃興の担い手を把握するための模索——

はじめに — 先行研究の概観と問題点 —

- ・経営史、商業史などの分野におけるデータベースを用いた研究の進捗
- 『日本全国諸会社役員録』、『明治期日本全国資産家地主資料集成』、『都道府県別資産家地主総覧』などに収録された各種人名録を用いた企業家・商工業者・資産家に関する研究
- 石井(2010), 上川(2012), 加藤(2000), 加藤(2001), 末永(1997), 鈴木・小早川・和田(2009), 鈴木(2010), 永江(1998), 松本(2004), 宮本・阿部(1995), 宮本又郎(2010)
- ⇒ 共通する問題意識＝近代日本の経済発展を推進した担い手の特徴を明らかにすること。
- ・問題点 → 網羅性, 客観性, 正確性

1 商業登記公告について

- ・研究の着眼点
- 1893年から旧商法「第一編第二章商業登記簿」と「第六章商事会社」の規定が施行。引き続き、新商法においても「第一編第三章商業登記簿」の規定が施行
- ※旧商法第19条「登記ハ其度毎ニ裁判所ヨリ其地ニ於テ発行スル新聞紙ヲ以テ速ニ之ヲ公告ス可シ」
- ※新商法第11条「登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遅滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス」
- ・商業登記公告＝商法の規定に基づき商業登記簿になされる登記のこと
- ・公告の意図
- 商家ノ法律関係ヲ公示シテ以テ第三者ヲ保護スルニ在リト雖トモ一面ニ於テハ当事者ノ利益ヲ保護スルニ在リ抑モ商業ハ信用ヲ基礎トシ取引ノ安全且ツ敏活ヲ貴フモノナレハ商人ハ各自ノ営業状態ヲ社会ニ公示シテ信用ヲ鞏固ニシ以テ取引ノ安全敏活ヲ図ルハ最モ必要ノコトニ属ス(古川, 1899, 1頁)
- ・旧商法下における商業登記簿
- ①商号登記簿, ②後見人登記簿, ③未成年者登記簿, ④婚姻契約登記簿, ⑤代務登記簿, ⑥合名会社登記簿, ⑦合資会社登記簿, ⑧株式会社登記簿
- ・新商法下における商業登記簿
- ①商号登記簿, ②未成年者登記簿, ③妻登記簿, ④後見人登記簿, ⑤支配人登記簿, ⑥合名会社登記簿, ⑦合資会社登記簿, ⑧株式会社登記簿, ⑨株式合資会社登記簿, ⑩外国会社登記簿
- ・商業登記公告＝例えるならば, 「戸籍」

2 新商法と商業登記公告 — 株式会社の場合 —

- ・募集設立と発起設立のいずれの場合でも, 「会社ノ設立ハ其本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スニ非サレ

ハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」(45 条)

・商業登記公告の一連の流れ

→ 登記すべき事項は当事者の請求により、その営業所の裁判所に備える商業登記簿に登記(9 条)

→ 本店および支店所在地においても登記(10 条)

→ 登記した事項は裁判所において遅滞なくこれを公告(11 条)

→ 「登記スヘキ事項ハ登記及ヒ公告ノ後ニ非サレハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」(12 条。 ※登記と公告の完了をもって初めて対第三者効が発生)

→ その後、登記事項に変更または消滅が生じた時は、遅滞なく登記し(15 条)、それらも公告

3 非訴事件手続法による登記公告の方法

・非訴事件手続法(1898 年 6 月 21 日・法律第 14 号)

→ 非訟事件とは、訴訟手続によらず裁判所によって処理される事件のこと。民法関係は民法の施行日である 1898 年 7 月 16 日から、商法関係は新商法施行日である 1899 年 6 月 16 日から施行。

・商業登記公告と関係する具体的な規定は次のとおり

第一百四十四条 登記シタル事項ノ公告ハ官報及ヒ新聞紙上ニ少クモ一回之ヲ為スコトヲ要ス

公告ハ之ヲ掲載シタル最終ノ官報及ヒ新聞紙発行ノ日ノ翌日之ヲ為シタルモノト看做ス

第一百四十五条 区裁判所ハ毎年十二月ニ翌年登記事項ノ公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙ヲ選定シ官報及ヒ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙カ休刊又ハ廃刊ヲ為ストキハ更ニ他ノ新聞紙ヲ選定シ前項ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第一百四十六条 区裁判所ハ其管轄内ニ公告ヲ為サシムルニ適當ナル新聞紙ナシト認ムルトキハ新聞紙上ノ公告ニ代ヘ登記所及ヒ其管轄内ノ市町村役場ノ揭示場ニ公告ヲ為スコトヲ得

・表 2、表 3 参照

4 データベースの構築

・表 4 → 設立登記時の基本事項をデータベース化(ただし、表は設立時の本社が福岡県所在の会社に限って作成)。設立後の登記事項については、備考欄に定款の変更中、商号と目的の変更、営業所の移転、解散欄に解散年月日とその事由などを抽出。

・表 5 → 商人の商号登記事項をデータベース化。

5 データベースの信頼性

・『役員録』、『日本全国商工人名録』=高い資料的価値をもつが、完璧なデータではない(掲載漏れや間違い) → 表 6 参照

・各会社の『営業報告書』に記載される登記事項

→ 例;九州電気軌道株式会社「1912 年上半期 営業報告書」

第五 登記

当期間中小倉区裁判所及黒崎出張所ニ於テ登記ヲ経タル重要事項左記ノ通り

一明治四十五年一月六日取締役ニ松方幸次郎、久保正助、富安保太郎、山口恒太郎、妹尾万次

「福岡日日新聞」(明治43年7月14日)にみる商業登記公告 → 赤で囲った部分＝「商業登記公告」の掲載部分

- 郎, 小畑岩次郎, 小曾根喜一郎ノ七氏就任登記
- 一同年同月同日監査役ニ広石紋太郎, 武内丈助, 関口高次ノ三氏就任登記
- 一同日本社ヲ小倉市京町三百五十八番地ノ二ニ移転登記
- 一同日支配人住所及其他ノ変更登記

⇒ 官報第 8576 号附録(1912 年 1 月 24 日)と『福岡日日新聞』(1912 年 1 月 26 日)において確認が可能。

まとめ — 意義 —

- ① 商法の規定に基づき全ての会社とその取締役と監査役を把握できること。
- ② 商人とその家業を把握できること。
- ③ 会社の存続期間(寿命)を明らかにできること。
- ④ データベースの信頼性・客観性の水準を高めることができること。
- ⑤ 福岡県のみならず, 他都道府県においても同様の作業(研究)が可能であること。

【参考文献】

伊牟田敏充(1976)『明治期株式会社分析序説—講義用テキスト—』法政大学出版局。
 上川芳実(2012)「京都府における企業勃興—旧商法期の「商業登記公告」からの観察—」『京都学園大学経営学部論集』第 21 巻第 2 号。
 梅謙次郎講述(1900)『商法修正要領』和仏法律学校。
 越山太刀三郎編(1899)『法学博士岡野敬次郎先生述 新商法施行に就ての心得』有斐閣。
 加藤要一(2000)「明治中後期福岡県における会社設立状況」『エコノミクス』第 5 巻第 2 号。
 加藤要一(2001)「明治中後期福岡県における企業家集団」『エコノミクス』第 5 巻第 4 号。
 草野真樹(2012)「地方の企業勃興とその担い手—福岡県を事例として—」『経営史学』第 47 巻第 1 号。
 草野真樹(2013)「商業登記公告による会社・企業家・商人データベース構築の方法と意義—福岡県を主たる事例として—」『エネルギー史研究』第 28 号。
 末永國紀(1997)『近代近江商人経営史論』有斐閣。
 鈴木恒夫・小早川洋一・和田一夫(2009)『企業家ネットワークの形成と展開—データベースからみた近代日本の地域経済—』名古屋大学出版会。
 鈴木恒夫(2010)「日本経営史研究におけるデータベース分析の意義」『学習院大学経済経営研究所年報』第 24 巻。
 中村尚史(2010)『地方からの産業革命—日本における企業勃興の原動力—』名古屋大学出版会。
 永江眞夫(1998)「明治中後期における地方都市商工業者と企業経営—福岡市における概観—」『福岡大学経済学論叢』第 42 巻第 4 号。
 古川五郎(1899)『改正商法実用 附商業登記申請手続』明倫館。
 松本貴典編(2004)『生産と流通の近代像—100 年前の日本—』日本評論社。
 宮本又郎(2010)『日本企業経営史研究—人と制度と戦略と—』有斐閣。
 宮本又郎・阿部武司(1995)「明治期の資産家と会社制度」, 宮本又郎・阿部武司編『日本経営史 2 経営革新と工業化』岩波書店。



表 2 商業登記公告掲載新聞紙(福岡地方裁判所管内)

掲載年	掲載指定紙	出典		
		官報	『福岡日日新聞』	『門司新報』
1899	福岡日日新聞, 九州日報 但し, 小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報	第4649号(1898年12月27日) 第4789号(1899年 6月20日)	1898年12月25日	1898年12月25日
1900	福岡日日新聞, 九州日報 但し, 小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報	第4941号(1899年12月19日)	1899年12月17日	1899年12月22日
1901	福岡日日新聞, 九州日報 但し, 小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報	第5236号(1900年12月13日)	1900年12月12日	1900年12月22日
1902	福岡日日新聞, 九州日報 但し, 小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報	第5538号(1901年12月17日)	1901年12月14日	1901年12月22日
1903	福岡日日新聞, 九州日報 但し, 小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報	第5836号(1902年12月15日)	1902年12月12日	1902年12月18日
1904	福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報	第6146号(1903年12月25日)	1903年12月23日	1903年12月23日
1905	福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報	第6437号(1904年12月13日)	1904年12月 9日	1904年12月23日
1906	福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報	第6747号(1905年12月25日)	1905年12月22日	1905年12月12日
1907	福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報	第7039号(1906年12月14日)	1906年12月13日	1906年12月12日
1908	福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報	第7340号(1907年12月14日)	1907年12月14日	1907年12月13日
1909	福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報	第7641号(1908年12月14日)	1908年12月12日	1908年12月10日
1910	福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報, 九州毎日新聞	第7947号(1909年12月18日)	1909年12月16日	1909年12月17日
1911	福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報, 九州毎日新聞	第8247号(1910年12月16日)	1910年12月14日	1910年12月16日
1912	福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報, 九州毎日新聞	第8544号(1910年12月12日)	1911年12月28日	新聞欠

出典: 官報ならびに『福岡日日新聞』, 『門司新報』より作成。
 注: 1. 掲載期間は各年の1月1日から12月31日まで。
 2. 福岡地方裁判所管内は, 1903年までは, 福岡区裁判所, 甘木区裁判所, 飯塚区裁判所, 久留米区裁判所, 福岡区裁判所, 柳河区裁判所, 小倉区裁判所, 行幸区裁判所の8区裁判所とその管下出張所, 1904年以降は吉井区裁判所が追加され9区裁判所とその管下出張所。
 3. 所在地は, 福岡日日新聞と九州日報は福岡市, 門司新報は門司市, 九州毎日新聞は久留米市。

表3 主要新聞三紙の概要

新聞名	福岡日日新聞	九州日報	門司新報
社名	福岡日日新聞合資会社	九州日报社	門司新報社
所在地	福岡市須崎土手町5番地	福岡市中島町2番地	門司市西本町1丁目
設立	1877年12月	1887年8月	1892年4月
組織	合資会社	個人経営	個人経営
政派関係	立憲政友会	不偏不党	立憲政友会
活字	9ポイント	9ポイント半	9ポイント半
1行	17字詰	16字詰	16字詰
1段	112行	105行	105行
1頁	9段	9段	9段
頁数	10頁	8頁	6頁
発行日	日刊無休	日刊無休	日刊無休
購読料	1ヶ月37銭	1ヶ月37銭	1ヶ月37銭

出典：戸谷一彦編『新聞総覧 大正五年版』日本電報通信社，1916年，620～629頁より。
注：九州日報は『福隆新報』がその前身で，1898年5月10日，新たに平岡浩太郎が資本主となり『九州日報』と改題した。

表4 株式会社データベースの一例

社名	住所	目的	資本金(円)	払込額(円)	設立免許年月日	開業年月日	登記年月日	備考(番号、目的、本店住所の変更等)		備考(登記簿記載事項)
								年月日	備考(登記簿記載事項)	
(1) 福十七銀行	福岡市博多区博多	銀行営業	300,000	50	M10 9 22	M10 11 1	M20 12 22			設立時資本金105,000円、開設後増資、本店福岡博多区一丁目一丁目福岡博多区博多
(2) 福岡銀行	久留米市東町68番地	銀行の割引、為替及び貸付、貸付事業、公債の買入・地方債の買入・貸付の買入	70,700	25	M10 10 10	M10 10 10	M20 12 11			前身は福岡銀行。設立時資本金40,000円、社長山田謙一、本店福岡市東町7丁目65番地、M20.11/定款認可、(注)福岡銀行と合併
(3) 福八十七銀行	佐賀県小倉市大字町41番地	銀行一般の業務を営む公衆の便益を謀る	125,000	50	M11 11 2	M11 11 2	M20 12 25			設立時資本金50,000円、開設後増資、本店佐賀県小倉市大字町21番地
(4) 福六十一銀行	久留米市片原町18番地	銀行営業	200,000	50	M11 11 6	M11 11 20	M20 12 27			M20.3.18/国立銀行官制施行特別処分法により官制施行認可 M20.7.1/目的、商号変更(M20.7.1登記) 設立時資本金100,000円、開設後増資、本店久留米市片原町9番地
(5) 福九十六銀行	山門郡山門町高島9番地	銀行営業	50,000	50	M11 11 28	M12 1 4	M20 12 25			M20.12.10/国立銀行官制施行特別処分法により官制施行認可 M20.4.2/登記 設立時資本金50,000円、開設後増資、本店山門郡山門町高島町100番地、のち福岡市博多区、福岡市博多区に所在
(6) 福五銀行	山門郡山門町高島20番地	貸付及び内債の並びに為替・為替・貸付、貸付	30,300	50	M12 6 6	M12 12 7	M27 2 8			前身は福五銀行。設立時資本金25,000円、社長山田謙一、本店山門郡山門町高島20番地、M20.12/定款認可、(注)福岡銀行と合併
(7) 福三銀行	山門郡山門町高島20番地	第一、貯蓄金庫に於ける貸付及び貸付、第二、貯蓄の割引及び取立、三、為替及び貸付	50,000	25	M14 2 4	M14 3 27	M20 12 25			M20.4.18/本府所管、目的、商号変更(M20.4.18登記) M20.3.18/目的、(注)福岡銀行と合併(M20.3.18登記) M21.8/山門郡山門町高島20番地に移転(M21.8.8登記) M21.8.20/商号変更、本店佐賀県小倉市大字町41番地
(8) 福八銀行	久留米市片原町119番地	銀行の割引、為替事業及び貸付	82,730	10	M13 7 1	M13 7 1	M20 11 23			前身は福八銀行。設立時資本金20,000円、社長山田謙一、本店久留米市片原町114番地、M20.11/定款認可、(注)福岡銀行と合併
(9) 福五銀行	福岡市下野町小島1番地	為替事業、銀行、貸付、銀行の割引	50,000	25	M14 2 4	M14 3 27	M20 12 25			前身は福五銀行。設立時資本金120,000円、開設後増資、本店福岡市下野町小島1番地、M20.12/定款認可、(注)福岡銀行と合併
(10) 福三銀行	上野郡高島町本町109番地	銀行の割引、為替事業、銀行及び貸付	60,000	50	M14 10 20	M14 10 20	M27 1 11			前身は福三銀行。設立時資本金61,000円、開設後増資、本店上野郡高島町本町109番地、M20.12/定款認可、(注)福岡銀行と合併
(11) 福八銀行	山門郡山門町大字高島町高島	地方の便益を謀ることを目的とし、すなわち為替・貸付・取立及び為替・貸付の買入を営む	4,560	10	M14 12 4	M14 12 4	M27 4 13			前身は福八銀行。設立時資本金20,000円、社長山田謙一、本店山門郡山門町高島町49番地に移転(M20.2.5登記)
(12) 福三銀行	福岡市東区東区1番地	銀行の割引、為替事業、銀行及び貸付	33,000	20	M15 9 22	M16 1 7	M27 2 8			前身は福三銀行。設立時資本金100,000円、開設後増資、本店福岡市東区東区1番地、M27.1/定款認可、(注)福岡銀行と合併
(13) 福三銀行	生野郡高島町本町130番地	銀行営業	90,000	50	M15 12 7	M15 12 13	M20 12 20			前身は福三銀行。設立時資本金50,000円、開設後増資、本店生野郡高島町本町130番地、M20.12/定款認可、(注)福岡銀行と合併
(14) 福三銀行	上野郡高島町本町1番地	銀行の割引、為替事業、銀行、貸付	110,000	25	M16 5 24	M16 6 24	M27 1 11			前身は福三銀行。本店は福岡市に所在 M20.12/定款認可、(注)福岡銀行と合併
(15) 福三銀行	福岡市東区東区21番地	銀行営業	30,000	100	M17 5 22	M17 6 29	M26 12 25			M20.4.16/商号変更(M20.4.16登記) M20.10.13/商号変更(M20.10.13登記) M21.4.1/福岡市下野町29番地に移転(M21.4.1登記) M21.9/商号・目的変更(M21.9.17登記)

表5 商人データベースの一例

住居番号	氏名	住所	商号	営業の種類	営業所の住所	登記年月日	出典(新報)
1	若見隆次郎	八女郡 福島町本町157番地	肥後屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 13	M31 7 21
2	山下秋吉	八女郡 福島町本町309番地	若狭屋	鮮魚乾物等販売及び肉類製造	左記住所に同じ	M31 7 13	M31 7 21
3	野原伊之吉	八女郡 福島町本町251番地	赤川	鮮魚乾物等販売	左記住所に同じ	M31 7 16	M31 7 21
4	高橋貞次郎	久留米市 三本松町71番地	高橋屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 19	M31 7 23
5	大山与四郎	福岡市 吉小路28番地	清水屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 20	M31 7 23
6	博田伊予	八女郡 福島町本町207番地	博田屋	鮮魚乾物等販売	左記住所に同じ	M31 7 20	M31 7 23
7	石塚和子	福岡市 上野町18番地	石塚屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
8	石塚和子	福岡市 上野町18番地	石塚屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
9	内海将兵衛	福岡市 下野町12番地	内海屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
10	南川義三郎	福岡市 下野町81番地	南川屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
11	安芸林太郎	久留米市 三本松町53番地	安芸屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
12	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
13	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
14	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
15	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
16	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
17	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
18	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
19	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
20	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
21	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
22	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
23	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
24	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
25	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
26	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
27	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
28	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
29	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
30	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
31	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
32	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
33	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
34	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
35	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
36	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
37	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
38	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
39	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
40	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
41	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
42	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
43	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
44	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
45	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
46	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
47	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
48	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
49	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
50	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
51	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
52	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
53	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
54	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
55	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
56	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
57	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
58	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
59	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
60	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
61	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
62	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
63	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
64	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
65	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
66	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
67	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
68	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
69	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
70	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
71	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
72	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
73	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
74	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
75	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
76	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
77	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
78	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
79	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
80	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
81	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
82	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
83	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
84	佐藤吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	佐藤屋	炭焼	左記住所に同じ</		